

(1) 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法の法定利用料に基づくものとします。

項目		サービス 1 回あたりの料金					
①基本額		所要時間及び内容	利用単位	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額	
*負担額は地域単価をかけて円に換算した目安です。 一ヶ月の合計単位数で計算した場合には誤差が生じます。 *准看護師による訪問は『①基本額』のみ利用単位の 90/100 で計算します。 *理学療法士等の訪問は、20 分を 1 回として計算します。		20 分未満	314 単位	328 円 (336 円)	655 円 (672 円)	982 円 (1008 円)	
		30 分未満	471 単位	491 円 (504 円)	982 円 (1008 円)	1473 円 (1512 円)	
		30 分以上 1 時間未満	823 単位	858 円 (881 円)	1715 円 (1762 円)	2573 円 (2642 円)	
		1 時間 30 分まで	1128 単位	1176 円 (1207 円)	2351 円 (2414 円)	3526 円 (3621 円)	
		理学療法士等の訪問 1 日 20 分 (1 回)	294 単位	307 円 (315 円)	613 円 (629 円)	919 円 (944 円)	
		理学療法士等の訪問 1 日 40 分 (2 回)	588 単位	613 円 (630 円)	1226 円 (1259 円)	1838 円 (1888 円)	
		理学療法士等の訪問 1 日 60 分 (3 回)	795 単位	829 円 (851 円)	1657 円 (1702 円)	2485 円 (2552 円)	
② 加 算	サービス提供体制 強化加算 (Ⅰ)	事業所の総数のうち、勤続年 数 7 年以上の者の占める割 合が 30%以上	6 単位/ 1 回	7 円 (7 円)	13 円 (13 円)	19 円 (20 円)	
	緊急時訪問看護 加算 (Ⅰ)	利用者、家族などから電話な どにより看護に関する意見 を求められた場合に常時対 応でき、必要に応じ緊急訪問 を行う	600 単位/月	626 円 (642 円)	1251 円 (1284 円)	1876 円 (1926 円)	
	初回加算 (Ⅰ)	利用者が過去二月間におい て、当該訪問看護事業所から 訪問看護 (医療保険の訪問看 護含む) の提供を受けていな い場合かつ、病院・診療所等 から退院した日に訪問看護 が入った場合	350 単位/月	365 円 (375 円)	730 円 (749 円)	1095 円 (1124 円)	
	初回加算 (Ⅱ)	利用者が過去二月間におい て、当該訪問看護事業所から 訪問看護 (医療保険の訪問看 護含む) の提供を受けていな い場合算定	300 単位/月	313 円 (321 円)	626 円 (642 円)	938 円 (963 円)	

② 加 算	早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)又は 夜間(18時～22時)に 定期的に訪問した場合	所定単位数× 25%				
	深夜加算	深夜(22時～翌6時)に 定期的に訪問した場合	所定単位数× 50%				
	特別管理加算Ⅰ	・在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態	500 単位/月	521 円 (535 円)	1042 円 (1070 円)	1563 円 (1605 円)	
	特別管理加算Ⅱ	①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を越える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態	250 単位/月	261 円 (268 円)	521 円 (535 円)	782 円 (803 円)	
	退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院、入所の方に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	600 単位/月	626 円 (642 円)	1251 円 (1284 円)	1876 円 (1926 円)	
	ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に算定	2500 単位	2605 円 (2675 円)	5210 円 (5350 円)	7815 円 (8025 円)	
② 加 算	長時間訪問看護加算	特別管理加算を算定する利用者に対し、1時間30分以上の訪問看護を行った場合に算定	300 単位/回	313 円 (321 円)	626 円 (642 円)	938 円 (963 円)	

	複数名訪問看護加算 I	1人で看護を行うことが困難な場合、2人以上で看護を行った場合算定	30分未満 254単位	265円 (272円)	530円 (544円)	794円 (816円)	
			30分以上 402単位	419円 (431円)	838円 (861円)	1257円 (1291円)	
③ 処 遇 改 善 加 算	介護職員等処遇改善加算	基本額の総単位数 ① と加算の総単位数 ② を合計し、介護職員等処遇改善加算の加算率をかけた単位数を所定単位数に加える。	(加算率) 1.8% (1000分の18) 所定単位数× 1.8%				

※1ヶ月利用者負担額の算出方法

① ② ③の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.42円または10.70円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（1割負担利用者負担額）

〇〇円－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（2割負担利用者負担額）

〇〇円－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（3割負担利用者負担額）

※料金表上段は事業所(大磯町)から訪問の場合 10.42円の地域単価（6等級）

※料金表下段は出張所(平塚市)から訪問の場合 10.70円の地域単価（5等級）

(2) 保険外サービスの費用

項目	説明	金 額	
その他の費用 (交通費)	事業所の通常事業の実施地域（大磯町、二宮町、伊勢原市、厚木市、秦野市、平塚市、中井町、小田原市）にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、訪問看護員が訪問するための交通費がかかります。 自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えてから1Kmごとに25円お支払いいただきます。	実 費	
死後の処置	ご家族の希望がある場合にて自費にて死後の処置を実施	12000円	